

# 悪質商法から身を守れ!

狙われているのはあなたかも?  
契約書にサインする前に、お金を払う前に、もう一度、確認を!!

若者を狙ったキャッチセールス、アポイントメントセールスなど悪質な勧誘手口によるトラブルの相談が、年間約2万件も都内の消費生活センターに寄せられています。

## 主なトラブル

### キャッチセールス

街中で声を掛けられて  
ついて行ったら...



勧誘されても不要なものは、きっぱり断ること。  
あいまいな態度はトラブルの元になります。

### マルチ商法

知人を会員にすればマージンが稼げると  
言われて...



「絶対にもうかる」「絶対に損をしない」という  
甘い話は信じないこと。

### アポイントメントセールス

当選したと電話で言われて会ってみたら...



怪しい誘いの電話には安易に応じないこと。  
「私だけはだまされない」との過信は危険です。

### 架空請求トラブル

突然、有料サイトから請求され...



身に覚えがない請求は無視すること。メールアドレスや電話番号から個人情報 はわかりません。

イラスト/urazou

※それでも、トラブルが起きた時には、最寄りの消費生活センターへご相談ください。

消費生活相談・多重債務相談

☎03-3235-1155

〔受付時間 月～土:9時～16時〕

架空請求110番

☎03-3235-2400

〔受付時間 月～土:9時～17時〕

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1  
〔休:日・祝日・年末年始〕



東京都消費生活総合センター